

第十五回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第十一号

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 船田 中君

理事 熊谷 憲一君 理事 富田 健治君

理事 大矢 省三君

上塚 司君

川島正次郎君 砂田 重政君

橋本 龍伍君 松岡 松平君

松村 光三君 明禮輝三郎君

山本 正一君 横川 重次君

笹森 順造君 栗山 博君

原 彪君 辻 政信君

出席國務大臣 木村篤太郎君

出席府委員 總理府事務官 村田八千穂君

官房長官 村田八千穂君

保安行政次官 岡田 五郎君

保安庁長官 上村健太郎君

官房官房長 上村健太郎君

委員外の出席者 専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

十二月二十日

委員鳩山一郎君及び森幸太郎君辭任につき、その補欠として上塚司君及び明禮輝三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員内田信也君、岡田忠彦君、田中萬逸君及び平塚常次郎君辭任につき、その補欠として松村光三君、横川重次君、川島正次郎君及び松岡松

平君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

保安庁法の一部を改正する法律案(栗山長次郎君外十一名提出、衆法第一五号)

榮典法案(内閣提出第三三三号)

○船田委員長 これより会議を開きます。

本日は公報をもつてお知らせしておきました通り、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)、保安庁法の一部を改正する法律案(栗山長次郎君外十一名提出、衆法第一五号)並びに榮典法案を議題といたしますが、保安庁関係二法案の討論は午後二時半からといたし、これより榮典法案の質疑を行います。質疑は通告順によつて行います。山本正一君。

○山本(正)委員 きのうも当局の説明を一応伺つたのでありますが、申し上げた通り位の問題についてはなお判然としないものがあるであります。資料は相当いたしておるのであります。資料は、いづれも勲章に関する資料が非常に豊富であります。位に関する資料というものはまことに乏しいのであります。伺つた御説明の範囲もまた位に関する限り十分とは考えられないのであります。結論として、どうも釈然としないものが少なくない。それで伺いた

いと思ふことは、従来の説明の程度、現に提供されておる資料の程度で、これを私どもに判断をしろというお考えであるとするならば、この判断は非常に困難である。願わくは、現に勲章について説明を与えられる資料を提供された程度にもう少し懇切、詳細なる判断の資料を得て、その上に適當なる判断をすることが適切ではないか、当局はそういうことについて何か考慮されておるか、それを一応伺つておきたいと思ひます。

○村田政府委員 位につきましては資料は、差上げました範囲では非常に不備でございます。おわびを申し上げておきます。これにつきましては位の沿革とか、現に有している人の数などについてなお資料を差出したいと考えております。月曜までにはある程度ごらんに入れることができるかと思ひます。それから位を持つておる人の数も、現在のところつかむのが非常に困難であります。大よそ六十万から七十万人くらいではないか、こういうふうには推定される状態でございます。

○山本(正)委員 その御考慮があるということはよく了解いたしました。ただ願わくは、昨日も他の委員の方からお尋ねがあつたところでありましたが、位にはどういふものがあるかということ、位の位の本質とも申すべき点について國民をして十分理解納得させるに足るだけの資料を、そういうことに主眼を置いて御用意を願えたら仕合せと思ひます。それからきのう御説明の中

にお言葉が入つておつたのであります。この位を認定、処理するところの機関の構成です。これをものと民主的に構成し、運営することによつて、官尊民卑の弊風、弊害というものは十分避けられるであろうという御趣旨に伺つておるのであります。その構成、運営についてもあとう限りそういうおそれがないということをお願いするような資料がありますれば、これまた審議上仕合せと考えておるのであります。なお若干質疑したい点がござい

ますが、いづれただいまのお話の資料を拜見した上でお尋ねしたいと思ひます。きょうはこの程度にして終りたいと思ひます。

○村田政府委員 位につきましては資料も十分差上げておりましたが、その本質は何かというお尋ねについては、従来の位につきましてはいろいろの変遷もしてあるようでございまして、その本質を簡単に言いくいと考えると、おるのでございまして、これからの位というものは一つの称号制度、こういうふうにして行くという考えでござい

ます。たとえばその点においては語弊がございまして、特権を伴わない爵というふうな一つの称号であると考えております。これの運営については、その原則あるいは内規というふうなものを榮典審議会にかけて、その決定を待つてやつて行きたい、こういう考えでおります。

○船田委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がなければ、

これにて暫時休憩いたし、二時半より再開いたします。

午前十一時二十分休憩

午後三時五分再開

○船田委員長 これより再開いたします。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案及び保安庁法の一部を改正する法律案を一括議題とし、両法案に対する討論を行います。討論は通告順によつて行います。富田健治君。

○富田委員 ただいま議題に供せられましたこの二つの法案であります。先日来政府委員の説明もあり、また各委員からも御熱心に質問がありまして、それに対して答弁があつたのであります。

元來保安庁職員給与法の一部を改正する法律案は、説明にもございました通り、職員の給与額の引上げが第一点であります。これは一般職の職員との均衡上、当然さういふべきなればならぬものと思はれるのであります。またこの機会に給与制度の改正といふことも考えまして、あるいは宿日直手当、期末手当、勤勉手当といううな制度も今回設けたのであります。これも他の一般職との均衡上、當然なことだと考えられるのであります。その他数箇所の点につきまして改正せられておりますが、それはいづれも一般職の職員給与の改善につきまして、今回異論なくその改正案が可決されておる現在におきましては、本員とい

しましては、全般的に賛成をいたしたいと思ひます。

いま一つ、保安庁法の一部改正に関する法案についてありますが、これは先般外務委員会におきまして、日米船舶貸借協定に關連して、いろいろ質疑応答がなされ、また本委員会におきまして、いろいろな議論が繰返されたように聞いておるのであります。その委員会の議論の中心になりましたことは、軍艦であるか船舶であるかという点であつたように思ふのであります。これに對しましては、先

日来政府当局の答弁によりまして、軍艦でない、船舶であるということでありまして、われ／＼もこれを認めたといふ存じます。そこで船舶であるとするならば、海上における人命安全に關する國際條約でありますか、それから國際電氣通信條約というような條約との關連におきまして、これとの關係はどうであるかという質問もあつたようでありまして、元來警備隊に所屬いたします船舶につきましては、これは國家機關に所屬いたしまして、特別の公共の任務を遂行する船舶なのでありますから、一般法たる船舶安全法あるいは電波法などをそのまま適用すること

は、必ずしも妥當でないという政府當局の説明でもありましたし、私もこれに全面的に賛成したものであります。ただ外務委員会の経過、また本内閣委員会の質疑応答の経過をみましても、なるべくならば疑義を生ずるようなことはこれを避けて、整備をした方がよいではないかという御議論があつたようであります。でありますから、各委員のそういう御趣旨にも従うべく、栗山長次郎君外十数名の方に

よりまして、保安庁法の一部改正に關する提案がなされたものなのであります。そこで私も、ぜひこの際これらの両案につきましては、原案の通り採決せられまうように希望いたしますのであります。

私の賛成の趣旨は以上の通りであります。

○船田委員長 大矢省三君。

○大矢委員 私は日本社会党を代表いたしまして、残念ながら両案とも反対の意思を簡単に表明したいと思ふのであります。

まず第一に、保安庁職員給与法の一部改正法律案であります。これは説明にも明らかなように、今回一般職員の給与改善が行われて、それに伴うて行われたものであります。給与引上げそのものに對しては反対すべきものではないかもしれませんが、その内容、経過において、はなはだ遺憾であります。と申しますのは、この保安庁の職員は、一般職員と違つて、特別の職として大きな制約を受けておることは御承知の通りであります。一般職には団結権なりあるいは団交も持ちまするが、特別職は特に職掌柄さういつたことは禁じられておりますので、これらの給与の問題については、特に権威ある人事院の決定によつて、たえず改訂が行われておるのであります。今回のこの人事院のこれらの給与の勧告によりますると、これを五月一日から実施する。さらにまたこの給与の額においても、政府の今回提出した案と勧告案とは相當の隔たりがあるのであります。私どもは平素この行政を円滑にし、ほんとうに身を挺して、これらに従事する人々には、安心して生活を送

れるところの最少限の生活を保障すべきだといふことを絶えず主張してありますが、その建前から行きまして、あらゆる制約を受けておるこれらの人々に對しては、私は人事院の勧告というものには万難を排して実施すべきだと思ふ。しかるにこれをいろいろな理由のもとに実行ができないといふことで拒否し、過般の本会議におきましても、われ／＼野党三派によるところの修正案が否決され、この人事院の勧告を尊重すべしといふことが否決されたのであります。近くまたわれ／＼がこれに對する修正案を出すといふことを今計画しておりますが、こういう立場から行きまして、あくまでもこの人事院の勧告を尊重すべしという建前を一貫しておるのであります。特に制約を受けておるところの特別職において、さらに一層そのことを痛感するのであります。と申す意味で、私どもは今回のこの給与の改訂については反対を表明するものであります。

次に、この保安庁法の一部を改正する法律案であります。これは昨年の七月三十一日に公布されました保安庁法の第八十七條、八十八條、八十九條、すなわち船舶安全法、船舶職員法、それから電波法、これを適用除外してあります。そのことが問題になりまして、フリゲートの貸借條約の承認について、外務委員会あるいはまた予算委員会等で問題になりまして、これを改正しようとする、しかもこれは議員の提出案であるのであります。ところがこの今問題になつておりますところの海上における人命の安全のための國際條約といふものは、二十七年の十一月十八日に、國際條約として、政府

が公布されたものであります。すなわちその以前にできた保安庁法案といふものは、その條約に基いて、當然政府みずからが、この改正案を出すべきであります。それは明らかに憲法の九十八條におきましては、日本国が締結した條約は、これを誠実に遵守するといふことになつておりますから、この條約があとからできたのでありますから、この條約を否定するような、守るから、この條約を否定するような、遵守しないような規定があらまするならば、政府みずから進んでこれを改廃することにならなければならぬにかかわらず、そのまま放置して、そしてこれを今度の議員提出によつたといふことは、私どもどうも納得が行かぬのであります。従つて法的に言いますならば、當然政府として処置をしなければならぬものを、議員提出によつたといふことが一つ。いま一つは、政府がしばしば答弁におきましてこういうことを言つておる。この法律は改正したくてもよろしい。そこで條約を遵守するためには、命令、規則、訓令によつて十分遵守できる。従つてこれは改正する必要はないのだといふことを一貫して答弁しておるのであります。そういう意味から行きまして、そういうふうないわゆる命令、訓令、規則等によつてこれが十分遵守できるものならば、改正する必要もないとも言えるのであります。しかしこれは誤解を生ずるために、これはしておく方がかえつていいといふことが、説明あるいは質疑応答の中にあつたから、これはあるいは改正することが必要かもしれないが、その政府みずからが今日の態度を改めず、しかもこういう行政府においては、憲法において規定され

ておる國際條約を遵守するといふ立場から、當然政府みずからが出し、出さなくとも、遵守し、むしろ進んでこれに協力しなければならぬにかかわらず、こういうことを言つておるといふことを聞いておるのであります。法制局においては、これは一體議員諸君がこの法案に對して賛成したのじやないか。賛成して通しておきながら、今これがいかに改めようといふことは、はなはだ立法府の權威にかかわる。議員の眞意を疑うといふようなことを言つておるやうであります。これはもつてのほかである。私どもはこれに對して、一貫して保安庁法の制定當時から、反対しておるのであります。従つてわれわれは、最初から第八十七條、八十八條、八十九條、これらの規定といふものに對して、これはやはり當然適用すべきにかかわらず、これを適用しないといふことと異議があるから、特に今度のこの審議の経過において、これはこゝであまり議論されなかつたのであります。が、外務委員会で、今度のフリゲート艦は軍艦ではないのだ、そうしてまた商船でも船舶でもないのだといふことで、どつちかあいまいな、わからぬやうな、いわゆる一貫した政府の態度といふものは、はなはだ私は遺憾に考へるのであります。これはいづれかを明らかにしなければ、しばしば／＼この種の問題が起ると思ひます。そういう法案の出たところの動機、あるいは経過、政府の態度、あるいは當然政府の出すべきものを議員提出によるといふことは、これは最近流行語の、筋が通らないといふ意味からして、私どもは残念ながらこれに反対するものであります。

以上簡単でありますが、反対の理由を申し上げます。

○船田委員長 原彪君。

○原(彪)委員 私この両法案には反対をいたすものでございます。理由はただいま大矢議員の言われた点と同じでございますが、さらに私どもからつけ加えて申し上げますならば、この両法案のうち、特に保安庁法の一部を改正する法律案の上程されるに至りましたいきさつから見まして、非常に不明朗なものを感じ、ただいまも大矢議員の言われましたように、この問題については外務委員会では、はしなくも軍艦かどうかということから、憲法違反ないしは国際条約違反ということが論議になりました。たゞ、当時政局が非常に緊迫して、あるいは政変が予想されるのではないかといつたようなことすらもとどろざされておる当時でございまして、そのときに与党である自由党と、改進黨の諸君との間に、時局の緩和をはかる一つの方策としてこの問題の妥協を画策せられたその結果が今回のこの法案の議員提出になつて現われて来たやにわれ／＼には受取れる節がある。そうした不明朗を手続上感ずるのみならず、私どもは最初から保安隊そのものは否定いたしております。これは形のかつた戦力であつて、憲法違反である。この存在そのものが憲法違反であるということです。違憲訴訟までも起したくらいでございますので、前提となるべき実体そのものの性格を私たちは否認いたしております。そうした意味合いから申しまして、この両法律案には賛成しがたいのでございます。従つてそれと同じような理由において議員の給与法の改訂法案につ

いても同時に反対いたし、両法案ともわれ／＼といたしましては反対の意思を表明いたします。

○船田委員長 討論は終わりました。

まず保安庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決を行います。本案について賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○船田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に保安庁法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案について御賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○船田委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま可決いたしました両法律案についての委員会報告書の作成は、委員長に御一任を願います。

次会は月曜二十二日午前十時理事會、十時半委員会を開きます。本日はこれにて散會いたします。

午後三時二十三分散會

〔参照〕

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

保安庁法の一部を改正する法律案

(栗山長次郎君外十一名提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十二月二十五日印刷

昭和二十七年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局